りたい

おきましょう。 益が生じないようにするためにも、 ありますし、 ればならないということです。雇用保険の基本手当の手続きを忘れていると受給額が減少する恐れも 退職で直面するやっかいな問題は、 健康保険料の払い込みが遅れると資格を失ってしまうケースもあります。 退職に向けた準備は遅くとも半年くらい前から行うよう心がけ 年金や健康保険、 雇用保険、 税金などの手続きを自分で行わなけ そうした不利

連合会に確認してください。

定

金

(1)

年金の手続き

ですので、 ではありません。「自分は大丈夫」 しょう。 事項が記載されていて非常に重 に届く「ねんきん定期便」は年金 という過信は禁物。特に58歳の時 全加入記録や受給見込額などの せましたが、 前 ただし、この見込額に 年金記録問題が世間を騒 必ず確認をしておきま 決して対岸の火事 は 要

厚生年金基金が代行をしていた部 ます。 た方は、 昭和 となりますが、 報酬比例部分と定額部分の合計額 なるまで、特別支給の老齢厚生年 格を満たしている方には、 金が支給されます。 齢基礎年金に加えて老齢厚生年 保険の対象者が65歳になると、 金が支給されます。その支給額は、 い間は、 受給資格を満たした厚生年 29 年) 報 60歳以上で一定の受給資 酬比例部分のみとなり 4月2日以降に生まれ 昭和24年 ただし、 (女性は 65 当分 歳に

酬比 特別支給の老齢厚生年金の、 !例部分の受給権が発生する人 報

分は含まれていませんので、

基

加入していた方は厚生年金基

しょう。 務所でも受け付けてくれます 最後に勤務していた事業所が遠隔 加入していた年金が国民年金 事務所で行います。また、 請 は、 る年金事務所になります。ただし、 済組合の場合は、 務していた事業所を管轄する年 付されます。手続きは、 などの場合は、 求書」 電話で確認をするとよい 誕生日の約3カ月前 が日本年金機構 最寄りの年金 住所地を管轄 最後に 13 最後に から 裁

金裁定通知書」 ~2カ月で、 裁定請求書」 「年金証書」と「年 が届き、さらに1 を提出してか

【監修・執筆】

CFP/1級FP技能士/特定社会保険労務士/産業カウンセラーキャリアデベロップメントアドバイザー(CDA)

菅田 芳恵 (すがた よしえ)

49歳から2年間で7つの資格を取得し独立開業。「1つの事柄に 対してさまざまな面からアドバイスできる」ことを強みに、企業研 修や自治体等の講演講師、企業における人事労務におけるアド バイス、資産運用相談、キャリアやメンタルヘルス不調に悩む人 のカウンセリング等幅広く活動をしている。得意な分野は、ワー クライフバランスの実現、介護施設の選び方、ライフプラン、ハ ラスメント対策、メンタルヘルス対策など。

執筆:2級・3級FP技能士速習レッスン(年金・社会保険担当、 -キャン)中小企業における職場のハラスメント(全国社会保 険労務士会)経営戦力としてのワークライフバランス(近代中小 企業)退職・年金ナビ(日本経済新聞WEB版)など

■図表1:特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分支給開始年齢

生年月日(男性)	生年月日(男性) 生年月日(女性)				
昭和24.4.2~昭和28.4.1	昭和29.4.2~昭和33.4.1	60歳			
昭和28.4.2~昭和30.4.1	昭和33.4.2~昭和35.4.1	61 歳			
昭和30.4.2~昭和32.4.1	昭和35.4.2~昭和37.4.1	62歳			
昭和32.4.2~昭和34.4.1	昭和37.4.2~昭和39.4.1	63歳			
昭和34.4.2~昭和36.4.1	昭和39.4.2~昭和41.4.1	64歳			
昭和36.4.2.以後	昭和41.4.2以後	65歳			

その 偶数月 金証 数月の振り込みもありますが、 失や破損しないように大切に保管 分証明書ともいえる書類です。 年金が振り込まれます。 しましょう。 目以降は、 2カ月後から指定の預 前 書 日 の 15 日 は年金を受給する人の身 に支払われます。 前2カ月分の年金が (土日祝日の場合は 初回 金口 [は奇 · 座 に 2 紛

働き方を選択した場合、 ことになります。第1号被保険者 の種別変更届けは、 一村役場の国民年金課で行います。 第3号被保険者であった妻 場合や、 日 第1号被保険者に切り替わる から14日以内に住所地の市 職後、 が65歳から満額の年金 厚生年金に加入しない (妻 が 夫 (妻) 再び働かな 60歳未満

> 切ら 礎年金に振り替え加算されます。 年 金の ń ます 部 が、 が、 妻 打ち切られた加 (夫) の老齢:

2 健 康 保険の手続き

でも、 ります。 に心がけましょう。 ておき、 必要書類などは退職前から準備 きをしなければいけませんので、 がら、よく検討する必要がありま 加入するか、 な手続きの一つ。 間 退 ただし、どの健康保険の場合 全額自己負担という場合もあ 職 0) 決められた期日までに手続 ときに病気やケガをする 前 空白期間を作らないよう 後では、 保険料などを比べな どの健康保険に 健康保険も重 万が一、 空白

純に倍 じです。そのため、支払う保険料 得等を基準とするので、 より異なりますが、 常は健康保険加入員の平均保険 任意継続被保険者の保険料は、 が判断のポイントになるでしょう。 医療費の自己負担割合は3割と同 る健康保険のいずれを選んでも 保険料は、 倍額となります。 図表2のように3つの加入でき 額になるわけではなく、 居住する市 玉 前 民健康保险 |年の世帯 高額にな 区町 対に 通

国民健康保険

退職日の翌日から

前年の世帯所得等により異なる

ます。

条件は、

夫

(妻)

の厚生年

未満の配偶者がいる場合、

約 40

万

加給」が年金額に加算され

をもらうようになったときに65

任意継続被保険者

ある人

2年間

険料の倍額

3割

金を受給できる65歳になると打

金をもらえないことです。

この

加

年金は、

妻

夫

が老齢基礎

加入の老齢厚生年金や退職共済

以上あること、

配偶者が20年以

金や共済年金への加入年数が20

後はまず任意継続被保険者を選 必要があります。 ですが、退職者自身の収入が引続 康保険の被扶養者となるのが一番 るケースがあります。 なった時点で国民健康保険に切 きある場合には年収基準を満たす 較すれば、 年 0 世帯 家族が加入する健 所得等 実際には、 保険料だけ が少なく 退職 n

健康保険の扶養家族 退職した日まで健康保険の被保 年収が180万円(60歳未満 険者期間が継続して2カ月以上 は130万円) 未満である人 通常は健康保険加入員の平均保 不要 3割 退職日の翌日から20日以内 すみやかに

(平成24年度の健康保険制度に基づく)

(3)

雇用保険の手続き

替える人が多いようです。

ないか、 います。 すので、注意してください。 中で打ち切られるおそれがあり 則として退職日の翌日から1年 るかなどがチェックポイントです。 れているか、諸手当が含まれて 確認してください。残業代が含ま 特に基本手当の基礎となる賃金額 す。印字されている内容に誤り 退職から10日以内に発行されま 険被保険者証」。「離職票」は通常 必要書類は 職 手続きが遅すぎると基本手当が途 基本手当を受け取れる期間は、 は重要ですので、 は、 業安定所 自分の住所地を管轄する公共 用保険の基本手当の手続 目を通しておきましょう。 その 際、 「離職票」と「雇用保 (ハローワーク) 正しいかどうか 会社からもらう で行 間。 原 ŧ き

当は、 でしょう。 に60歳前賃金の約4割程度と言わ ませんが、 ちらか一方を選択しなければ れています。 高額なのであ 定年退職後に支給される基本手 最大で150日分、 通常は基本手当の方が 基本手当と年金はど まり 、悩む必要はな 般

医瘤費負扣 加入期限 退職日の翌日から14日以内

■図表2:加入できる健康保険の違い

加入資格

加入期間

保険料

4税金

とでは会社任せでしたが、 とを自分で行う必要になってきま が職しない場合は、すべての手続き をを自分で行う必要があります。 とを自分で行う必要があります。 とを自分で行う必要があります。 とを自分で行う必要があります。 とを自分で行う必要があります。 とでしたが、 は職金は「退職所得の受給に とでしたが、 は職金と、退職のできます。 とでしたが、 とがしたが、 とがしが、 と

に支払うという仕組みになってい、税は源泉徴収されて完了ですが、税は源泉徴収されて完了ですが、時になります。住民税は、前年の所になります。住民税は、前年の所となります。住民税は、前年の所の場所がある所得税と住民

ので、確認が必要です。 月によって納付方法は異なりますを払うことになります。退職した現役時代の所得で算出された税額

ます。税務署の相談コーナーを利引きされていましたが、これは見込み額。退職後は、本来の税額と整ができないので、自分で過不足整ができないので、自分で過不足を計算する確定申告が必要になります。税務署の相談コーナーを利

ので心配することはありません。

働き方と社会保険

)働き方で変わる社会保険

選ぶとよいでしょう。 すが、パートで働く場合は、図表 も雇用保険に加入できる働き方を な給付金がありますので、 給される介護休業給付金など重要 介護するために休業した場合に支 継続給付金、要介護状態の親等を 雇用保険。基本手当、高年齢雇 よって変わってきます。ポイントは 4のように労働時間と労働日数に はすべての社会保険に加入できま 用保険、労災保険。正社員の場合 は、厚生年金保険、 会保険が異なります。社会保険 退職後の再就職や再雇用 働き方によって加入できる社 健康保険、 最低で 0

■図表3:退職所得の金額

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

ません。

年数が長い人は、所得税も住民税

そのため、

退職金が少なく、

勤続

で一般的に税額は安くてすみます。は大きな控除が認められているのけることになりますが、退職金にけることになりますが、退職金にます。そしてその金額に税率をかます。

も非課税となることが少なくあり

●退職所得控除額の求め方

勤続年数20年以下	40万円×勤続年数か80万円のいずれか高い金額
勤続年数20年超	70万円×(勤続年数 - 20年)+800万円

険料の支払いは続きます。

一方で

60歳を過ぎると生年月日によって

②働き方で変わる年金

では厚生年金の被保険者として保社員として勤める場合は、70歳ま年金を受け取る人にとっては大き年金を受け取る人にとっては大きな関心事です。定年後の会社に正な関の事です。

支給停止になります。によって一部支給停止、

といい、給与と年金月額の合計額

または全額

比例部分の年金を「在職老齢年金

保険に加入しながら受け取る報

比例部分の支給がスタートします。

このように正社員として厚生年金

特別支給の老齢厚生年金の、

■図表4:働き方と社会保険

■四次マ・脚でから社会体内 							
	働き方			厚生 年金	健康 保険	雇用 保険	労災 保険
正社員				0	0	0	0
	正社員と比べて1日または1週の労働時間と1カ月 の労働日数の両方が4分の3以上			0	0	0	0
パート	正社員と比べて 1日または1週 の労働時間と1 カ月の労働かが のどちらかが4 分の3未満	1 週20 時間以 上の労働時間	31 日以上の雇用 が見込まれる	×	×	0	0
/_ \			31日以上の雇用が見込まれない	×	×	×	0
		1週20時間未満の労働時間		×	×	×	0

※ ○:加入できる ×:加入できない

■図表5:在職老齢年金

●60歳~64歳の在職老齢年金

基本月額 (年金額)	支給停止調整額
総報酬月額 相当額	(28万円)

●65歳~69歳の在職老齢年金

●03版 03版》在版名配中並				
基本月額 (年金額)	支給停止調整額			
総報酬月額 相当額	(46万円)			

も忘れないでください。 職後の年金額が増えるということ 厚生年金に加入すればその分、 務所で働く人、自営業の人はいく 働時間と労働日数のどちらかが正 厚生年金に加入しない働き方(労 き方を選択すればよいのですが、 くないと思ったら上記のような働 もらえます。年金をカットされた 人や厚生年金のない小さな個人事 社員の4分の3未満)を選択した 加入して働くからです。そのため、 りません。あくまでも厚生年金に 収入が多くても年金は100% 退

③ 高年齢雇用継続給付金

継続基本給付金」といい、 賃金が大きく下がってしまうとい 0 就職で安定的な職業に就いたもの 給されます。同じ会社に継続して う人に雇用保険から給付金が支 60歳時の賃金と比べてその後の 用された場合は「高年 3歳の定年退職後、再雇用や再 65 歳ま ·齢雇用

> きます。 によって1年または2年間受給で 齢再就職給付金」といい、 の会社に再就職した場合は「高年 基本手当の一部を受給した後に別 べて支給されます。会社を退職後、 残日数

毎月28万円までであれば、

年金は

らでもまた給与が高いからでもあ

全額支給されます。

65歳以上の場

合計額が46万円を超えると

ボーナスの12分の1)の合計額が 金額と総報酬月額相当額(給与+

されるのは、

会社に勤めているか

年金が一部支給停止などで調整

見複雑ですが、

おおまかに言え

象となる年金月額は老齢厚生年金

減額されます。ただし、

調整の対

65

60 歳 〜

64歳の間は、

毎月の年

年金が調整される金額の計算は

ります。 最高で60歳時点の賃金の15%とな とが給付の条件です。 賃金の75%未満に低下しているこ 保険者期間が5年以上あり、 両方の給付金とも雇用保険の被 再就職後の賃金が60歳時点の 支給率は 再雇

④65歳で退職する場合の注意点

者給付金」という一時金が支給さ 手当は支給されずに「高年齢求職 職する年齢は、 りました。そこで本当に仕事を退 で働きたいと希望する人が多くな 会社に再雇用された場合、 60歳で定年退職をしてその後同じ 合は30日分が支給されます。 れます。 をした場合は、雇用保険から基本 65歳に。しかし、 上の場合は50日分、 定年年齢の引き上げで、 働いていた期間が1年以 今までの60歳から 65歳以降に退職 1年未満の場 65歳前 65 歳 ま で毎月の賃金と60歳時の賃金を比

て50日分となります。 150日分が支給されますが、 歳になって退職をすると一時金とし 般的に60歳以降の働き方は、

だから65歳で退職をするときに れません。 いもあり、 なりませんが、 生日の前々日に退職をしなければ 時金ではなく、基本手当をもらい か。実は雇用保険や年金では誕生 は65歳になるのはいつなのでしょう いうパターンが多いようです。 たいと思ったら遅くても65歳の誕 日の前日にその年齢になります。 有期の契約を誕生日に更新すると 悩むこともあるかもし 契約期間の兼ね合 で

退職後の働き方と生き方

だ5割の人が働いているということ りつつあります。そして問題は「そ かります。 も多くの人が働いていることが の働き方」。図表6は、「中高年齢 長制度の導入に伴い、 驚くべきことに65歳~69歳でもま 者の就業状況」ですが、 まで働くことは、すでに一般的にな 人が何らかの形で働き、さらに 年 金の65歳受給開 60歳~64歳では約7割 始、 65歳になる 60歳以降 定年 延

に退職すれば基本手当として最高

そこが知りたい!

です。

この数字は、 前の

高年齢 企

雇

用

安

定

法改正的

60

8歳定年

工業が多

■図表6:中高齢者の就業状況(単位:%)

		就業者						
			普通勤務	パートタイム	役員等	自営	任意に 行う仕事	シルバー センター の仕事
男性		71.5	35.4	8.0	8.9	16.0	2.2	1.6
	55~59歳	90.1	60.7	2.7	11.3	14.1	0.9	0.1
	60~64歳	68.8	26.9	12.4	9.0	15.4	2.6	2.2
	65~69歳	49.5	11.0	10.1	5.5	16.0	3.4	3.2
女性		45.6	13.2	12.4	2.1	12.6	2.8	0.8
	55~59歳	62.2	24.1	17.6	3.4	13.0	2.4	0.2
	60~64歳	42.3	9.5	12.4	1.6	12.9	2.9	0.9
	65~69歳	28.5	3.8	5.9	1.1	11.8	2.7	1.5

役に立ちたい

出典:厚生労働省「平成16年高年齢就業実態調査」

までに 思 は、 かに 高齢者雇用安定法によって今後 分 いとなって現れてきます。 0 常に意義があります。 60 経 感 人 歳を過ぎてから急激に強 生を肯定することに 謝 験 されるということ したことを活 か L これ は

にら がって こと」、 ものです 職業価値観の変化をグラフ化した てくるのです。 る」ということが仕事の動機になっ ところが定年近くになると 収入」というようなことを動機に 今までは、 仕事をしてきた人が多いでしょう。 とからシニアにとっての職業 なる職 は 次の3つに集約されます する傾向にあります。 む 「身体を動かすこと」 「快適な環境で仕事をする 年齢になると、 とか 困っている人を助 が、 業価 「高い役職」 年齢が上がるにした 「誰かの役に立ってい 値観が 図表7はシニアの 出てきます。 とか 今までとは 助けるこ などが このこ 「自分 一高 価

になります。

一般的に定年退

職

提としてどのように働くかが問

題

だ元気で働ける年代といえるで

しょう。

定年後

|働く|

ということを前

とと思います。

60

歳代は、

まだま

はもっと数字が大きくなっているこ

かった時代のもの

なので、

現

在で

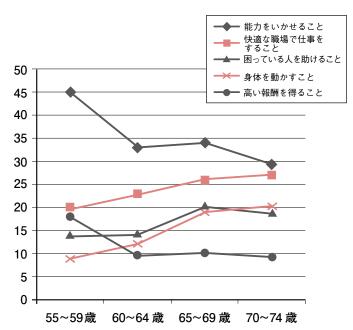
②身体を動かしたい 1 命令されたくない

特 13 役に立ちたい」 とい う思

> ニアの 高齢 を置 ことは難 福感を得ることもできません。 るも その場所が退職者の仕事に対する 保されることになります。 という3つの欲求を同時に満たす 体を動かしたい」、「役に立ちたい 満足しないし働くことを通じて幸 価 値観や自分らしい生き方に応え いて仕事を選び、 のでなければ、 者は65歳までの就業の場が確 命令されたくない」、 しいので、 どれかに重点 多くの人は 残りの欲 しかし 「身

います。 ません。 ティア活動をすることになります は仕事以外で満たすことになるで 最適な働き方を探してほし カンドライフ。そこで自分に合った かった人生ほど悲しいものは あれば趣味で運動をすればいい しょう。 役に立ちたい」のであれば 自 分のやりたいことができな 大切な20年から 「身体を動かしたい」 30 いと思 年の ばボラン あ 0) n セ

■図表7:高齢者の職業価値観の変化



仕事をするにあたり、以下の項目に対して非常に重要であると回答した人の割合(単位:%) 出典:リクルートワークス研究所「シニアの就業意識調査」